

【同居でないご家族、ご親族の方が代理で持ち込む場合の必要書類】

- ①代理で持ち込む方の本人確認書類
  - ②ごみの持ち主の本人確認書類
  - ③ごみの持ち主と代理の方との続柄がわかる書類(戸籍謄本等)
  - ④ごみの発生場所(ごみの持ち主のご自宅等)がわかる地図
- } (コピー不可)

<②の具体例>

(A) ごみの持ち主の本人確認書類(例)	(B) A が用意できない場合、以下のいずれか1点をお持ちください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証(運転経歴証)</li> <li>○マイナンバーカード</li> <li>○パスポート</li> <li>○健康保険証 (裏面に住所が記載されているものに限る。)</li> <li>○介護保険証</li> <li>○学生証 (住所が記載されているものに限る。)</li> </ul>	<p>ごみの持ち主の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お住いの賃貸契約書(ごみの持ち主ご自身が賃貸している場合に限る。)</li> <li>○お住いの不動産登記簿謄本(ごみの持ち主ご自身が所有している場合に限る。)</li> <li>○住民票(3か月以内)</li> <li>○戸籍の附票(3か月以内)</li> <li>○(ごみの持ち主が亡くなっている場合)死亡届(3年以内)</li> <li>○公共料金の明細書(住所が記載されているものに限る。) :水道、電気、ガス、電話(3か月以内)</li> <li>○官公庁・金融機関からの通知物(住所が記載されているものに限る。) :納税通知書、ねんきん定期便、金融機関発行の取引明細書、クレジットカードの請求書</li> </ul>